

## 食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法の規定に基づき、郡山保健所より営業許可を受けている方へ

営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき手続きをお願いします。

### 記

- 1 有効期限までに更新手続きが必要です。手続き後に施設の更新時立入検査がありますので、期日に余裕を持って手続きを行ってください。
- 2 更新手続きは、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前からの手続きが可能です。
- 3 なお、下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行ってください。  
期日中に都合が悪く、手続きできない方は、郡山保健所衛生課までご連絡ください。
- 4 更新手続きには次のものをご用意ください。
  - ① 現在の営業許可証
  - ② 更新手続き手数料（業種により手数料が異なりますので「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください）

※廃業されている場合は、許可証を持参し、営業廃止届を提出してください。

※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が必要です。

施設の所在地	許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する更新受付日時及び場所
生駒市	H36.9.30 (R6.9.30)	令和6年8月22日（木）10時～12時、13時～16時 セラビーいこま地下1階（生駒市東新町1-3）

奈良県郡山保健所 衛生課

〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1

TEL : 0743-51-0192